

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、公正で健全な経営と透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則について全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱重工業株式会社	1,990,100	31.31
菱友社員持株会	1,587,422	24.97
三菱電機株式会社	283,000	4.45
三菱自動車工業株式会社	250,700	3.94
加藤 真人	190,000	2.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	155,000	2.43
東京海上日動火災保険株式会社	75,200	1.18
岩塚 文代	69,000	1.08
吉田 知広	59,000	0.92
成川 武彦	58,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井 博治	他の会社の出身者					△		△				
弥田 昌希	他の会社の出身者					○		○				
渡邊 光浩	他の会社の出身者					○		○				
杉本 良幸	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 博治	○	○	上場企業の社長経験者であり、独立役員に指定しております。	松井博治氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 なお、同氏を独立役員に指定しておりますが、同氏は経営者としての知見に加え、社会人として人格の面でも申し分なく、その発言は客観的であり、一般株主保護の観点から独立役員としての職務を充分遂行できると考えております。 また、同氏は平成15年6月まで当社のその他関係会社である三菱重工株式会社業務執行者でありましたが、既に退職から10年以上が経過し、現在は企業の役職から一切離れていること、また当社と同氏との間には特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反はないと考えております。
弥田 昌希			当社の株主及び取引先である三菱自動車工業株式会社の使用人であります。	弥田昌希氏には、IT分野での豊富な知識と経験に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。

				当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。
渡邊 光浩			当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人であります。	渡邊光浩氏には、IT分野での豊富な知識と経験に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。
杉本 良幸	○		当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人であります。	杉本良幸氏には、会計の専門知識と豊富な経験に基づき、客観的な立場から当社経営に対する有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会は内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができるものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置いておりません。 内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮に従うものとし、内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行うことにより執行部門からの独立性と内部統制室の要員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部統制室および会計監査人と定期的に情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、内部統制室が実施する監査への立会いなど緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制室あるいは関連部門から定期的または個別に報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
(1)監査等委員会設置会社移行前 基本報酬及び賞与で構成され、個々の役員の職務と職責に応じて、取締役会により決定しております。
(2)監査等委員会設置会社移行後 監査等委員でない取締役のうち常勤者に対し、報酬へのインセンティブ付けのため、基本報酬に加えて、前事業年度の業績が良好であった場合には業績加算金(賞与)を支給する場合があることとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第48期(平成28年3月期)
取締役を支払った報酬 132百万円(うち社外取締役に支払った報酬は、1名に対し2百万円であります。)
監査役を支払った報酬 16百万円(社外監査役に支払った報酬はありません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1)監査等委員会設置会社移行前
役員の報酬は、基本報酬及び賞与で構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で(報酬限度額を超える場合は、別途株主総会の承認を得たうえで)、個々の役員の職務と職責に応じて、取締役報酬は取締役会により、監査役報酬は監査役の協議によりそれぞれ決定しております。
- (2)監査等委員会設置会社移行後
- ・監査等委員でない取締役
監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬及び業績加算金(賞与)により構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、基本報酬については各取締役の職務と職責に応じて、常勤者に支給する業績加算金(賞与)については当社の業績及び各取締役の職務遂行状況を踏まえて、取締役会により決定しております。
 - ・監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、人事総務部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)企業統治の体制の概要
当社は、平成28年6月22日開催の定時株主総会をもって、従来の監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行しました。
取締役11名(うち、監査等委員である取締役3名)中4名(うち、監査等委員である取締役2名)を社外から選任し、経営監督機能の強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議に従い、取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を進めており、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするともに、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことを可能としております。
更に取締役会から取締役社長へ委任された業務執行の決定の審議機関として経営執行会議を置き、取締役社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により重要事項を審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っております。
また、当社は、執行役員制度を導入しており、これにより、経営の意思決定及び業務執行の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化し、経営の効率化・迅速化を図っております。
- (2)内部監査及び監査等委員会の活動の状況
当社は、内部統制室に6名配置し、年度毎の内部監査方針に基づき社内規定の遵守状況、事業活動全般の妥当性・効率性等について内部監査を実施しております。
また、監査等委員会は取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。
監査等委員会は、常勤の監査等委員を1名置き、常勤の監査等委員が経営執行会議やコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況を把握、監視し、必要に応じ取締役からの聴取や業務執行に関する重要な文書・帳簿の閲覧、各拠点への往査による監査を実施します。監査等委員会は、監査等委員でない取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行います。こうした監査等委員会の監査業務をサポートするため、内部統制室は、監査等委員会の指揮命令のもと、監査等委員会の円滑な職務遂行を補助します。
- (3)会計監査の状況
当社は、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士(指定有限責任社員、業務執行社員)は賀谷浩志、奥田稯司の2氏であり、継続監査年数は両氏とも5年以内であります。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他公認会計士試験合格者、システム監査担当者等15名であります。
- (4)社外取締役
当社は、健全で透明性のある経営を図るため社外取締役を4名(うち、2名は監査等委員である取締役)選任しております。
当社と社外取締役との間に特別な利害関係はなく、社外取締役は当社から独立していると認識しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実と、経営の意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図る目的で、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を持つことにより業務執行への監査・監督機能を強化することができ、業務執行決定権限を取締役へ委任することができる監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日(総会開催の2週間前)より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、可能な限り集中日を回避して設定しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知の発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報を当社ホームページ並びに東京証券取引所ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関連する業務は、企画経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス指針」を定め、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質な製品やサービスの提供を通じて社会に貢献することを本務としており、 1. お客様情報の安全を確保すること、 2. よき企業市民として社会と共生すること 等の意識付けを社員に行っております。 なお、「コンプライアンス指針」は、当社ホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社の活動をステークホルダーの皆様にご理解いただくためには、適切な情報開示を行うことが不可欠であると認識しており、重要事実を、適時・適切に開示しております。 また、ホームページや会社案内等の充実を図ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており、また年1回内部統制システムの整備・運用の状況を取締役会に報告しております。この取締役会決議の内容は、次のとおりであり、平成28年6月22日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に対応するため改定したものであります。

(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

(2)前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮に従うものとし、内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行うことにより執行部門からの独立性及内部統制室の要員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3)取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

・内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

(4)前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、および通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

(5)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

(6)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

(7)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。

・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性及効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を心得て監督の客観性及有効性を高める。

(8)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。

・上記の情報は、取締役(監査等委員を含む)が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

(9)会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。

・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性及妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

(10)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。

・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

(11)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。

・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(12)企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ同出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。

・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。

・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス指針において反社会的勢力には毅然とした対応を行う旨、方針を定め全社員に周知を図っております。

また、この方針に関する統括責任部署を設置し、必要に応じて迅速な行動をとるための体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項